

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の一部を改正する告示」について（概要）

1. 趣旨

現在、小・中学校において実施されている「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を高等学校又は中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするため、特別の教育課程を編成できるよう規定を整備する等の省令・告示改正を行う。

2. 概要

（1）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正（第140条及び第141条の改正）

- 1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なものに該当する生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとする。（第140条の改正）
- 2) 上記1)の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすこと、いわゆる「他校通級」をすることができることとする。（第141条の改正）

（2）学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の改正

- 1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記（1）の1)に該当する生徒に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることとする。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間等に替えることはできないこととする。

2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとする。

3) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとする。

3. 施行日

平成30年4月1日